

ポスト

English

令和7年6月26日

スチュワードシップ・コード(第三次改訂版)の確定について

1. 第三次改訂版の確定及びパブリックコメントの概要について

「スチュワードシップ・コードに関する有識者会議」（座長 神作 裕之 学習院大学法学部 教授）では、令和6年10月より「『責任ある機関投資家』の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」(以下、「コード」といいます。)の第三次改訂に向けて議論を行いました。

その後、第三次改訂案について、令和7年3月21日(金)から令和7年4月20日(日)までの間、広く意見の募集を行いました。

その結果、日本語では31の個人及び団体から、英語では15の個人及び団体からご意見をいただきました。ご意見を提出いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

いただいたご意見を踏まえ、第三次改訂版のコード(以下、「コード第三次改訂版」といいます。)が、(別紙1)のとおり確定されましたので公表します。なお、再改訂前からの変更点に関しては、(別紙2)をご参照ください。

改訂の主なポイントと考え方等は(別紙3)、寄せられたご意見の概要及びそれに対する金融庁としての回答は(別紙4)をご覧ください。なお、今般の改訂と直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

2. 第三次改訂に伴う対応について

2.1 第三次改訂前のコードを受け入れている機関投資家の方々へ

第三次改訂前のコードを受け入れている機関投資家の方々においては、コード第三次改訂版公表の遅くとも6ヶ月後(令和7年12月末)までに、第三次改訂内容を踏まえて、コードの各原則(指針を含む)に基づく公表項目(以下、「公表項目」といいます。)の更新を行い(あわせて、更新を行った旨も公表)、その旨を<jstewardship★fsa.go.jp>まで連絡いただくようお願いします(「スチュワードシップ・コード第三次改訂に当たって」三4.参照)。

※「★」記号を「@」に置き換えてください。

2.2 新たにコード第三次改訂版を受け入れる機関投資家の方々へ

コード第三次改訂版では、その趣旨に賛同しこれを受け入れる用意がある機関投資家に対して、その旨を表明(公表)することが期待されています(「コード第三次改訂版」本コードの目的9.参照)。

金融庁では、「受入れ表明」の連絡があった機関投資家名を、随時、公表しているリストに追加しています。新たに「受入れ表明」をしていただく機関投資家の皆様は、下記項目を明記の上、<jstewardship★fsa.go.jp>まで連絡ください。

- ▶ 機関(投資家)名(日本語) :
- ▶ 機関(投資家)名(英語) :
- ▶ ご担当者氏名(部署、役職) :

相談・手続・採用情報

- ▶ 各種窓口のご案内
 - ▶ 金融サービス利用者相談室
 - ▶ 金融行政モニター
- ▶ 情報公開等
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 申請・届出・照会
 - ▶ オンライン行政手続
- ▶ 入札公告等
- ▶ 採用情報

新着情報配信サービス

金融庁ソーシャルメディアアカウント

関連リンク





証券取引等監視委員会

CPAAOB 公認会計士・監査審査会

EXPO 2025 首相官邸 大阪・関西万博 特設ページ

- ▶ ご連絡先（住所、電話番号又はメールアドレス）：
- ▶ 法人番号：
- ▶ 「受入れ表明」の公表を行っているウェブサイトのアドレス：
- ▶ コード第三次改訂版に基づく「コードの各原則に基づく公表項目」の公表を行っているウェブサイトのアドレス：
- ▶ 株式の保有状況の説明について投資先企業からの求めがあった場合の対応方針の公表の有無：
- ▶ （有りの場合）対応方針の公表を行っているウェブサイトのアドレス：
- ▶ スチュワードシップ活動報告の公表の有無：
- ▶ （有りの場合）スチュワードシップ活動報告の公表を行っているウェブサイトのアドレス：







なお、自己のウェブサイトを持していない機関（投資家）においては、上記の「受入れ表明」「コードの各原則に基づく公表項目」及びスチュワードシップ活動報告を、PDF形式で、上記連絡先に送付していただくことをもって、ウェブサイトでの公表に代えることも可能としています。

- (別紙1)  [「責任ある機関投資家」の諸原則「日本版スチュワードシップ・コード」～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～（第三次改訂版）本文](#)
- (別紙2)  [同上（再改訂前からの変更点）](#)
- (別紙3)  [スチュワードシップ・コードの第三次改訂に当たって](#)
- (別紙4)  [第三次改訂案に対するご意見の概要及びそれに対する回答](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
金融庁企業開示課（内線：3849、3624）

サイトマップ

- > 金融庁について 
- > 報道・広報 
- > 政策・審議会 
- > 法令・指針等 
- > 金融機関情報 
- > 国際関係情報 
- > アクセスFSA（広報誌）

▲ ページの先頭に戻る

> | > | > | > | > |

> | >

